

平成 26 年 3 月 20 日
物 価 統 計 室

地域差指数の見直しについて（案）

1 趣旨

地域間の消費者物価の差を表す地域差指数については、現在は、C P I の集計事項の一部として、都道府県庁所在市及び政令指定都市の 51 市に関する結果（以下「現行の地域差指数」という。）を毎年公表している。

平成 25 年 1 月から小売物価統計調査（構造編）（ここでは、「構造編調査」という。また、従来の小売物価統計調査を「動向編調査」という。）が創設されたことを踏まえ、地域差指数について、構造編調査の結果も利用して、従来の全国 51 市のほか都道府県等の地域区分による地域差指数の作成などその充実に向けて検討を進めている。

本資料は、この見直しに伴う地域差指数の作成方法について、現時点の基本的な考え方を整理したものである。

小売物価統計調査（構造編）の概要については参考 2 を参照。

なお、全国物価統計調査（平成 19 年調査が最終）が行われていた当時には、同調査による地域差指数も作成されていたが、これについては参考 1 を参照。

2 新たな地域差指数の概要

(1) 地域差指数の公表系列

地域差指数は次の表 1 の系列を公表する。

表 1：地域差指数の公表系列

品目分類	地域区分			
	地方区分別	都市階級別	都道府県別	51市別
総合				-
家賃除く総合				
帰属家賃除く総合				
10大費目(食料)				
10大費目(食料以外)				-
構造編56品目 価格を公表				-

… 新たな地域差指数で公表するもの

… 現行の地域差指数で公表しており、引き続き公表するもの

… 51市とは、都道府県庁所在市(東京都については東京都区部)及び政令指定都市(川崎市、浜松市、堺市及び北九州市)のことで、平成21年8月3日現在の区域

(2) 地域差指数の算式

フィッシャー類似算式を使用する。

なお、比較検証のため、現行の地域差指数の算式^(注)、ラスパイレス類似算式及びパーシェ類似算式による試算を別途行う。

(注) 都道府県別など地域区分別平均価格を加重調和平均により算出し、品目別価格指数の中分類等への畳上げを加重算術平均により行っている。

(3) 地域差指数で使用する平均価格データの作成方法

使用する価格データ

「構造編調査の地域別価格差調査（奇数月に調査）」と「動向編調査の１月～１２月分」の価格データを使用して地域差指数を作成する。

市町村別平均価格の算出

(a) 月別価格の算出について

上記 から月別、市町村別、品目別の小売平均価格（単純平均）を算出する。

ただし、動向編調査の品目のうち、料金体系が多様で価格も購入条件も異なる一部の品目については、現行の地域差指数の作成時と同様にモデル式を使用して平均価格を作成する。

(b) 年平均価格の算出について

上記(a)から価格がある月の平均価格を使用して年平均価格を算出する。

ただし、銘柄改正等があった場合は、物価変動以外の要因による価格差を除去するための品質調整を行った上で用いる。

(c) 価格の代入について

調査市町村別に価格を調査している品目のうち、構造編調査では収集できない品目については、指数計算上、同一県内・同一都市階級の動向編調査市から価格を代入し、同一都市階級の市がない場合は、直上都市階級の市の価格を代入する。なお、該当する市が複数ある場合は、地理的に近い市の価格を代入する。

地域区分別平均価格の算出

各区分別の年平均価格は、品目ごとに上記 で求めた市町村別平均価格を下記(4)で示す市町村別ウエイトを使用して加重算術平均及び加重調和平均により算出する。

平均価格の算式は書類番号 3 - 2 を参照

(4) ウエイトの作成

現行の地域差指数では、家計調査の当該年平均 1 ヶ月間の一世帯当たりの品目別支出金額（二人以上世帯のみ）から、家計調査品目の指数品目への組替え及び家計調査市町村の指数市町村（小売物価統計調査市町村）への組替えを行い、市町村別ウエイトを作成しているが、見直し後の地域差指数も同様の方法で算出する。

なお、この市町村ウエイトには、各市町村の大きさが加味されていないため、都道府県などの指数を算出する際のウエイトとして使用できない。このため、世帯数を基に作成する各市町村の調整係数 を使用して最終的な市町村別のウエイトを算出する。

各調査市町村の調整係数は、平成 22 年国勢調査結果から作成した世帯数をベースとし、各都道府県全体を復元できるよう配分調整を行ったものとする。

(5) 今後の取り組み

新たな地域差指数は、更に精査の上、平成 25 年平均結果について、平成 26 年度中を目途に公表する。